

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から同年12月まで  
ねんきん定期便により、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、平成5年4月から同年6月までのいずれかの日に、国民年金第3号被保険者の加入手続を行うため、A市役所へ出向いた際に、同市の職員から、申立期間を含む3年6月から5年1月までの国民年金保険料を全て納付しなければ、加入手続はできないと言われ、同日に、市役所別館内の金融機関で保険料を一括納付したことを記憶しているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成3年6月から5年1月までの国民年金保険料を、A市役所別館内のB銀行A市役所支店で一括納付したと主張しているところ、同行は、「申立人が保険料を一括納付したとする当時、市役所別館内に支店が存在し、同支店の窓口で保険料を過年度納付することは可能であった。」と回答している上、同市は、「国民年金被保険者からの依頼があれば、社会保険事務所（当時）から預かっている過年度保険料の納付書に、職員が、被保険者名、保険料の納付期間、納付額等を記載し、被保険者に渡すことがあった。」と回答していることから、申立人の主張に不自然な点は見られない。

また、申立人は、国民年金第3号被保険者の加入手続のために市役所へ出向いた際、国民年金保険料を全て納付しなければ、加入手続はできないと言われ、同日に保険料を一括納付したと主張しているところ、オンライン記録

及びA市国民年金被保険者履歴状況一覧により、納付時期は不明であるものの、申立期間直後の平成4年1月から5年1月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は同年12月頃と推認されること、及び国民年金第3号被保険者資格取得の処理日が同年12月22日であることを考え合わせると、申立人は、同年12月頃に国民年金の加入手続を行い、過年度保険料を納付したものと推認されるが、その時点では、申立期間のうち、3年11月及び同年12月の保険料について過年度納付が可能であったにもかかわらず、これを納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間のうち、平成3年6月から同年10月までについては、オンライン記録によると、申立人の国民年金第3号被保険者資格取得の処理日が5年12月22日であることが確認でき、この時点において、当該期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられ、5年4月から同年6月までの間に第3号被保険者の加入手続のために市役所へ出向いたとする申立人の主張と相違する。

また、申立人が申立期間のうち、平成3年6月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月21日から同年7月1日まで

ねんきん特別便により、A社の勤務期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、昭和35年11月28日から平成11年11月30日まで、B社とその関連会社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（昭和40年7月1日にA社からB社C工場に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 28 日から 55 年 4 月 1 日まで

社会保険庁（当時）から送られた年金記録を見て、A社に係る厚生年金保険被保険者期間が 11 か月しかないことに気が付いたが、同社本社（B市）から同社C営業所に転勤した頃に被保険者資格を喪失していたので、同事業所の従業員は全て厚生年金保険に加入していなかったものと諦めていた。

しかし、最近、A社C営業所に勤務していた知人に厚生年金保険の加入記録があることが分かったので、申立てを行うこととした。

給与明細書は所持していないが、A社C営業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C営業所に勤務していた申立期間当時の同僚の証言により、期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、昭和 50 年 10 月 28 日以降もA社C営業所に勤務していた旨申し立てしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、49 年 11 月 4 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50 年 10 月 28 日に被保険者資格を喪失した記録以外に申立人の氏名は見当たらず、申立期間当時の健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が被保険者資格を喪失した約 1 か月後の同年 12 月 1 日に健康保険被保険者証を返納している記録が確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社において、昭和 49 年

11月4日に雇用保険の被保険者資格を取得し、50年10月25日に離職し、求職の手続が行われていたことが確認できることから、申立期間当時における申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の資料は無い上、給与計算及び社会保険事務担当であったとされる当該期間当時の事業主は、高齢のため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について証言を得ることはできない。

加えて、申立人は、運転免許証の更新手続のために住民票を異動させていたと主張しているところ、戸籍の附票により、昭和49年11月3日付けでB市、50年3月30日付けでD町（現在は、E市）に住所を定めていることから、A社本社から同社C営業所に転勤した時期は、同年10月28日以前である可能性がうかがわれる。

なお、申立人は、D町に住所を定めた後、昭和50年12月10日付けでF市、52年3月30日付けで再度、D町に住所を定めており、同年3月30日から同町において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。